

平成 30 年 5 月現在

〒150-0001  
東京都渋谷区神宮前 6-6-8  
一般社団法人ジャパンビューティ海外展開推進協会  
03-5468-3263

## 一般社団法人ジャパンビューティ海外展開推進協会会員規約

### 会員規約

#### 第 1 条 規約の範囲

本規約は、一般社団法人ジャパンビューティ海外展開推進協会（以下当法人とする）の会員となった団体、企業または個人に適用する。

#### 第 2 条 会員種別

当法人の会員は、次の 3 種とする。

正会員（法人）	当法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、理事会にて入会を承認された団体及び企業。総会において <u>議決権を有する。</u>
賛助会員（法人）	当法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、理事会にて入会を承認された法人。社員総会における <u>議決権は有しない。</u>
個人会員（個人）	当法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、理事会にて入会を承認された個人。社員総会における <u>議決権は有しない。</u>

#### 第 3 条 入会

当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。会員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。

#### 第4条 会員の入会承認の手続

入会申込み受付け後、理事会の承認および入会金・年会費の入金の確認をもって会員となる。理事会は、入会申込者が、以下の項目の一つにでも該当する場合は、入会の承認をしない場合がある。

- 当法人の趣旨に賛同していないと判断した場合。
- 過去に規約違反等により、資格の取消しが行われていることが判明した場合。
- 入会申込書の記載内容に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反している場合、もしくは著しく社会規範に反する場合、または、その恐れがあると判断したとき。
- その他、会員とすることを不相当と判断した場合。

#### 第5条 会費および支払い方法

- 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 会員は、理事会において定める会費を納入しなければならない。
- 会員は、会費を当法人所定の方法にて支払うものとする。当法人は、一旦支払いを受けた会費については、理由の如何を問わず払い戻しは行わない。ただし、入会時に於ける入会承認が不成立の場合は速やかに返金する。返金に伴い振込み手数料等が発生した場合は、手数料等をすでに入金している額より差し引くものとする。
- 当法人は、会員への事前の告知をもって、会費を変更することができるものとする。
- 会員は、会費のほかに事業・セミナー等による別途参加費等が必要となった場合は、これを支払うものとする。
- 会費および参加費用等は、当法人が指定する金融機関口座への振込みによる方法で支払うものとする。なお、支払いに伴い振込み手数料等が発生した場合は、会員の負担とする。
- 会費および参加費用等は前納で支払うものとする。

(入会金・年会費) 平成30年5月現在

正会員(法人)	入会金 50,000円 年会費 240,000円
賛助会員(法人)	入会金 30,000円 年会費 80,000円
個人会員(個人)	入会金 10,000円 年会費 30,000円

## 第6条 有効期間

会員資格の有効期間は1事業年度とする。ただし、入会初年度については、入会承諾書を発行したときから、その年の事業年度の期間内とし、以後については、第7条による退会の申し出、または第9条による除名若しくは第10条による会員資格の喪失がない限り、自動的に1年ごとに更新されるものとする。

## 第7条 退社（以下退会とする）

会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

## 第8条 禁止行為

- (1) 当協会、他の会員もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当協会が判断する行為。
- (2) 当協会、当協会関係者、他の会員もしくは第三者の財産、肖像権、プライバシー等の権利を侵害する行為又は侵害するおそれがあると当協会が判断する行為。
- (3) 当協会、当協会関係者、他の会員もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為、ならびにその恐れがあると当協会が判断する行為。
- (4) 犯罪的行為に加担し、又はこれを促進する行為。
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 信用を損なうような行為
- (7) 提供される情報を改ざんする行為
- (8) 当協会が運営するウェブサイト有害なコンピュータープログラム等を送信又は書き込む行為
- (9) その他、法令に違反する行為
- (10) その他、当協会が不適切と判断する行為
- (11) 前各号のいずれかに該当する恐れがあるものと、判断する行為

## 第9条 除名

当法人の会員が第8条の禁止行為を行った場合、また会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

## 第10条 社員の資格喪失

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 退会したとき
- 除名されたとき
- 総社員の同意があったとき。
- 正当な理由なく、1年以上会費を滞納したとき

会員が、上記該当時点で発生している会費その他の債務等、当法人に対して負担する債務は、会員資格喪失後も、その債務が履行されるまで消滅しない。債務については、その一切を一括して履行するものとする。会員が上記資格喪失事項に該当することで当法人が損害を被った場合、当法人は会員に対して損害賠償を請求することができるものとする。

## 第11条 会員資格の譲渡

会員は、当協会の会員資格を第三者に譲渡、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとする。

## 第12条 会員名簿

当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

## 第13条 変更の届出

会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当法人所定の様式で当法人に変更の届出をするものとする。前項の届出がなかったことで会員が不利益を被った場合であっても、当法人は一切その責任を負わない。

## 第14条 規約の変更

本規約の改廃は、理事会の決議を経るものとし、会員の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとする。本規約を変更した場合、当法人ホームページに掲載する他、適宜、会員に対して通知するものとする。

## 第15条 準拠法および専属的合意管轄裁判所

本規約は日本法に準拠し、本規約および一般社団法人ジャパンビューティ海外展開推進協会定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。本規約に関して訴訟等の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第16条 権利帰属等

1. 当法人が提供するノウハウ、著作権その他の知的所有権は、すべて当法人に帰属するものとする。
2. 会員は、当法人の事前の承認なしに、テキスト、文書、様式等当法人から提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を複製、転載、改変、編集、翻訳、送信等することはできない。
3. 前2項は、会員資格喪失後であっても適用されるものとする。

## 第17条 本規約の変更

1. 当協会は、会員の事前の了承を得ることなく、本規約を随時変更することができ、会員はこれを承諾するものとする。
2. 変更後の会員規約については、当協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じるものとします。

本規約は、平成30年5月28日より実施する。